

「土地法典改正法(第八版)」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

土地法典改正法(第八版)

注 / 外国人投資家の居住目的の土地所有を認める内容で、一九九九年五月一八日付けの官報により告示され、その翌日より施行されている。

第一条

この法令を「仏暦二五四二年〔西暦一九九九年〕土地法典改正法(プララーチャバンヤット・ゲーカイプームトゥーム・プラムアンコットマーイ・ティーデン)・第八版」と呼ぶ。

第二条

この法令は官報による告示日の翌日から施行する。

第三条

土地法典第八章の外国人の土地に関する権利規定について、以下のように第九六条の二及び第九六条の三を増補する。

『第九六条の二

第八六条第一段落に基づく条約により土地を取得した外国人に係る規定内容は、省令が規定する額に基づき、四千万バーツ以上の投資金を持ち込み、居住用に一ライ以下の土地を取得することを大臣から許可された外国人には適用しない。

第一段落に基づく外国人の土地取得は省令が規定する原則・方法・条件に従う。その省令には少なくとも以下の重要項目がなければならない。

(一) 国家経済社会に貢献する、あるいは投資奨励法に基づき投資奨励委員会が布告した投資奨励策を申請できる、外国人の投資事業の内容。

(二) 三年以上の投資期間。

(三) バンコク都内、パタヤ市内、自治市〔テーサバーン〕内、または都市計画法により居住区域に規定された区域内になければならない外国人に取得を許可した土地区域。

第九六条の三

第九六条の二に基づき土地を取得した外国人が、もし第九六条の二の第二段落に基づく省令で規定された原則・条件に違反した場合は、局長が規定した一八〇日以上・一年以内の期限内に、権利を有する部分において土地を売却させるようにする。もし当該期限を守れなかったときは、局長はその土地を売却する権限を有する。

第九六条の二に基づき土地を取得した外国人が、もし土地取得の登記日から二年以内に居住目的のためにその土地を使用しなかった場合は、局長はその土地を売却する権限を有する。』